

議第158号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 5月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項前段中「第74条第1項」の右に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第18条第1項第5号中「マンション建替組合」の右に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第27条の6第5項中「外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割，利子割，配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（以下この項において「外国の所得税等」という。）」を「法第314条の8に規定する外国の所得税等」に改め、「控除限度額及び」の右に「同法第165条の6第1項に規定する控除限度額並びに」を、「もの」の右に「の合計額」を加える。

第27条の7第1項中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第32条の8の3中「及び生年月日」を「，生年月日その他法第321条の7の3に規定する総務省令で定める事項」に改める。

第70条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め，同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め，同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め，同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め，同条第2号ア中「1,600円」を「2,400円」に改め，同号イ及びウ(ア)中「2,400円」を「3,600円」に改め，同号ウ(イ)中「3,100円」を「3,900円」に改め，同号ウ(ウ)中「5,500円」を「6,900円」に，

「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第76条第4項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「同一区内」を「本市の区域内」に改める。

第195条第1項第1号中「第24条第3項」を「第701条の46第1項」に改める。

附則第4条の2中「100分の14.5」を「100分の11.9」に改める。

附則第4条の3第1項各号列記以外の部分中「14.5分の2.2」を「11.9分の2.2」に改め、同条第2項中「(同法第145条において準用する場合を含む。)」を「又は第144条の13」に改める。

附則第7条第1項後段中「法附則第15条第2項第6号」を「次の各号に掲げる規定」に、「4分の3」を「当該各号に掲げる割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法附則第15条第2項第1号 3分の1
- (2) 法附則第15条第2項第2号及び第3号 2分の1
- (3) 法附則第15条第2項第6号及び第38項 4分の3
- (4) 法附則第15条第34項及び第37項 3分の2

附則第8条第1項中「第15条の9」を「第15条の10」に改め、同条第2項中「又は第15条の9第1項」を「第15条の9第1項」に改め、「第10項」の右に「又は第15条の10第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

5 法附則第15条の10第1項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする固定資産税の納税義務者が、同項に規定する耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、当該耐震基準適合家屋につき同項の適用があるべき旨の申告を市長に行った場合（当該期間内に申告されなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第16条の4の次に次の1条を加える。

## (軽自動車税の税率の特例)

第16条の5 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	4,600円
第70条第2号ウ(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条の6第4項中「平成25年12月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条の3の2第2項中「全部の払出し」の右に「(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)」を、「払出し時の金額」の右に「(法附則第35条の3の2第2項に規定する払出し時の金額をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「同項第1号」を「租税特別措置法第37条の14第4項第1号」に、「交付」を「返還」に、「があった非課税口座を有する」を「による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた」に、「があった時」を「による払出しがあった時」に、「があった非課税口座に係る」を「による払出しがあった」に改め、「をいう」の右に「。以下この項において同じ」を、「したもの」との右に「、同法第

37条の14第4項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条の7並びに附則第4条の2及び第4条の3第1項の改正規定並びに附則第2条第3項の規定 平成26年10月1日
- (2) 附則第19条の3の2の改正規定及び附則第2条第1項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第70条の改正規定並びに附則第3条第1項及び第4条第2項（この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第16条の5に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第10条、第195条及び附則第4条の3第2項の改正規定、附則第16条の4の次に1条を加える改正規定並びに附則第2条第4項、第3条第2項並びに第4条第1項及び第2項（改正後の条例附則第16条の5に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第27条の6第5項の改正規定（「もの」の右に「の合計額」を加える部分を除く。）及び附則第2条第2項の規定 平成30年1月1日
- (6) 第32条の8の3の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
- (7) 第18条の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 改正後の条例附則第19条の3の2の規定は、平成27年度分の個人の市民税から適用する。

2 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の京都市市税条例第27条の6第5項の規定は、平成30年度分の個人の市民税から適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第27条の7並びに附則第4条の2及び第4条の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第10条及び附則第4条の3第2項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する規定の適用区分)

第3条 改正後の条例第70条の規定は、平成27年度分の軽自動車税から適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例附則第16条の5の規定は、平成28年度分の軽自動車税から適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例附則第16条の5の規定の適用については、同条表以外の部分中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

2 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定

による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例第70条及び附則第16条の5の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	3,100円
第70条第2号ウ(ウ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条の5表以外の部分	第70条	京都市市税条例の一部を改正する条例（平成26年 月 日京都市条例第 号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される第70条
附則第16条の5の表第70条第2号ウ(イ)の項	第70条第2号ウ(イ)	平成26年改正条例附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される第70条第2号ウ(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条の5の表第70条第2号ウ(ウ)の項	第70条第2号ウ(ウ)	平成26年改正条例附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される第70条第2号ウ(ウ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(その他の経過措置)

第5条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、法人の市民税の法人税割の税率を引き下げる等の必要があるので提案する。